

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第34号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては、 <u>5年</u> 。以下同じ。）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。	第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては、 <u>15年</u> 。以下同じ。）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	35,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	33,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	31,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	29,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	27,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	50,000	25,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	48,200	23,000
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	46,400	21,000
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	44,600	19,000
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	42,800	17,000
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	41,000	15,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	39,200	13,000
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	37,400	11,000
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	35,600	9,000
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	34,200	7,000
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	32,800	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	31,400	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	30,000	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	28,600	
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	27,200	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	25,800	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	165,900	25,200	

22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	24,600
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	23,700
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	23,100
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	22,500
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	21,900
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	21,300
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	20,600
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	20,300
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	19,900
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。